

## 本市の対応について

- 現在の対応は、まん延防止等重点措置として、令和3年8月22日まで、市主催・共催のイベントは、原則として開催、市民利用施設は開館としている。
  
- 緊急事態宣言発出に伴い、緊急事態措置として、令和3年8月2日（月）から令和3年8月31日（火）までの間、感染防止対策を徹底することを条件として、以下のとおりとする。
  - 1 市主催・共催のイベントは、原則として開催、市民利用施設は開館とする。
    - ・ 利用時間は午後8時（映画館（劇場等を含む）での上映及びイベント開催の場合は午後9時）までとする。
    - ・ 人数上限は、収容定員10,000人以下の施設は収容定員の半分まで、収容定員10,000人超の施設は5,000人までとする。
  
  - ※ 既に施設利用の予約やイベントの予告が行われている場合は、施設利用者や主催者等に対して、利用時間、利用制限に沿った利用を要請する。  
また、カラオケ設備については、原則利用を禁止し、予約があるものについても利用を自粛するよう強く要請する。
  - ※ 酒類の提供はしないこと（飲酒の機会を提供しないこと）。
  
- 2 市有施設の屋外照明等（防犯対策上、必要なもの等を除く）は夜間消灯とする。